

# 富山市建築物のエネルギー消費性能適合性判定等に関する要綱

令和7年4月1日改定

## 第一章 総則

### （趣旨）

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）の事務に関する必要な事項を定める。

### （用語の定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び次の各号において使用する用語の例による。

- （1）基準省令 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）をいう。
- （2）適合性判定 法第11条第1項及び第2項並びに法第12条第2項及び第3項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。
- （3）省エネ性能 法第2条第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。
- （4）省エネ基準 法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- （5）省エネ計画 法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。
- （6）申請書 法第11条第1項に定める建築物エネルギー消費性能確保計画書及び第12条第2項に定める建築物エネルギー消費性能確保計画通知書をいう。
- （7）変更申請書 法第11条第2項に定める変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画書及び第12条第3項に定める変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画通知書をいう。

## 第二章 適合性判定

### （適合性判定申請時に提出する書類の部数）

第3条 市長は、申請書又は変更申請書が省エネ基準に適合しているかどうかの審査をするにあたり、必要があると認めるときは、当該申請書類の部数について正本1部及び副本3部を申請者に求めることができるものとする。

(適合性判定の軽微な変更)

第4条 施行規則第13条に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める者は、軽微変更該当証明申請書(様式第1号)の正本及び副本各1部に、それぞれ施行規則第3条第1項に規定する図書及び当該申請に係る直前の適合性判定に要した書類(ただし、変更に係るもの)を添えて、市長に提出するものとする。

(適合性判定の軽微変更該当証明書の交付)

第5条 市長は、前条の申請に係る変更が軽微な変更該当すると認めたときは、同条に規定する申請書類の副本及び当該添付図書を添えて、軽微変更該当証明書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

2 市長は、前条の申請に係る変更が軽微な変更該当しないと判断したときは、同条に規定する申請書類の副本及び当該添付図書を添えて、軽微な変更該当しない通知書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

(申請書の取下げ)

第6条 提出した申請書又は変更申請書を取下げようとする者は、速やかに取下げ届(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(新築等の取りやめ)

第7条 適合判定通知書を交付された建築物の新築等を取りやめようとする者は、速やかに取りやめ届(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(建築物に係る指導及び助言)

第8条 市長は、建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要があると認めるときは、建築主等に対し、指導書(様式第6号)により法第7条による指導及び助言を行うことができるものとする。

附 則(平成30年8月1日)

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則(令和元年11月16日)

この要綱は、令和元年11月16日から施行する。

附 則(令和3年4月1日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和４年４月１日）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和６年６月１９日）

この要綱は、令和６年６月１９日から施行する。

附 則（令和７年４月１日）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（第一面）

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
代 表 者 の 氏 名  
設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 13 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第 5 条（同規則第 9 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号】 第 号  
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】 令和 年 月 日  
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】

（注意）第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明を当機関で実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。

様式第2号（第5条第1項関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による  
軽微変更該当証明書

第 号  
年 月 日

様

富山市長 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築場所
3. 適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日 年 月 日
4. 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

第 号  
年 月 日

様

富山市長  
(公印省略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による  
軽微変更該当しない通知書

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当しないと判断しましたので通知します。

記

(理由)

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に富山市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第4号（第6条関係）

取 下 げ 届

年 月 日

(宛先) 富山市長

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）の規定により提出した下記の申請書を取下げます。

## 記

- |   |         |   |   |   |
|---|---------|---|---|---|
| 1 | 申請年月日   | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 申請書の名称  |   |   |   |
| 3 | 建築物の所在地 |   |   |   |
| 4 | 建築物の名称  |   |   |   |
| 5 | 取下げ理由   |   |   |   |

取 り や め 届

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項、同法第11条第2項、同法第12条第2項又は同法第13条第3項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画を取りやめるので届け出ます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能適合性判定  
適合判定通知書番号            第            号  
適合判定通知書交付年月日    年    月    日
- 2 建築物の所在地
- 3 建築物の名称
- 4 取りやめの理由

第 号  
年 月 日

様

富山市長  
(公印省略)

指 導 書

下記の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号。以下「法」という。）第 1 1 条第 1 項若しくは第 2 項又は同法第 1 2 条第 2 項若しくは第 3 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画書について、同法第 7 条の規定により、建築物の設計、施工及び維持保全に係る事項について指導及び助言します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築物の所在地
- 3 建築物の名称
- 4 指導及び助言内容